

整理番号：1－4

提言題名：ワクチン接種について

【提言の要旨】

美馬市と同様に、『このワクチンは、日本で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中です。また、予防効果の持続期間は確立していませんので、ご注意ください。』、『「努力義務」とは、特定の予防接種について、接種の対象者や保護者に「受けるよう努めなければならない」「受けさせるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定める予防接種法上の規定で、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆さまに接種にご協力をいただきたいという趣旨からこのような規定となっております。』を、市ホームページに明文化して告知して下さい。

(令和4年3月受付)

【回答の要旨】

メールでのお問い合わせのあった件について回答いたします。

本市のホームページ、「小児（5歳から11歳）のかたの新型コロナワクチン接種」にて、努力義務の対象ではないことや小児用ファイザー社製ワクチンが特例承認されていることを周知させていただいております。

市といたしましても、感染防止に努めるとともに、ワクチン接種のご協力をいただけるよう周知を図ってまいります。

今後とも保健衛生行政にご理解いただきますようお願いいたします。

(保健センター 令和4年3月回答)